

マイクロチップによる所有者明示措置推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第7条第6項及び第39条の2第2項に規定する所有者明示措置を積極的に推進するため、川崎市動物愛護センターにおいて、マイクロチップを装着することについて必要な事項を定めるものとする。
(対象動物)

第2条 川崎市動物愛護センターにおいて収容した犬又は猫（以下「犬猫」という。）とする。
(実施方法)

第3条 動物愛護センター所長（以下「所長」という。）は、犬猫の譲渡しを実施する場合は、マイクロチップを装着するものとする。ただし、所長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 所長は、犬猫を返還する場合は、所有者明示措置について指導を実施し、マイクロチップの装着に努めるものとする。
(申込み)

第4条 所長は、前条の規定によりマイクロチップを装着する場合は、所有者にマイクロチップ装着申込書（第1号様式）の提出を求めるものとする。
(実費)

第5条 所長は、犬猫にマイクロチップを装着する場合は、実費として1頭につき、2,000円を徴収するものとする。
(装着証明)

第6条 所長は、第4条の規定により犬猫にマイクロチップを装着した場合は、所有者に法第39条の3に規定するマイクロチップ装着証明書を交付するものとする。
(登録)

第7条 マイクロチップの装着に伴う所有者情報の登録については、所有者が直接、法第39条の10に規定する指定登録機関に申込みを行うものとする。
(報告)

第8条 所長は、マイクロチップ装着に係る報告を、次のとおり行うものとする。
(1) 健康福祉局長への報告は各月ごとにするものとする。

(2) 返還の場合は、犬猫及び所有者の住所地を所管する保健所支所長へ、その都度報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。